

令和6年度 省エネ住宅促進事業の概要

省エネ住宅の普及により温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能な循環型社会の実現と地球温暖化の抑制を図ります。

【申請要件】（同一年度の申請は1回を限度とする）

下記の各号に該当すること

- ① 町内に居住するための戸建て住宅を新築・新築購入すること
- ② 木材を利用して建築する住宅であること
- ③ 町民であること。または、今後町民となること
- ④ 町内の登録施工業者との契約であること
- ⑤ 町税の未納がないこと
- ⑥ 別表の省エネ等の認定証等の交付を受けたもの



【補助額】

1件につき30万円を現金交付(口振)する。(総件数は、予算の範囲で先着順)

【施工業者】

登録制です。施工業者登録申請書(様式6)と納税証明書を提出してください。
下記に該当する事業者に限ります。

- (1) 白鷹町商工会会員で対象とする工事を施工できる者
- (3) 町税に滞納がない者

※町産材等木造建築推進事業の登録申請書と兼ねられます。

※下請け施工業者も原則、上記に準じます。

【対象期間】

令和6年4月1日以降に発注し、令和7年2月末日までに完成する工事とします。
(必ず事前に申込みしてください。)

〈別表〉

対象とする認定証等	認定証等の要件
(1) やまがた省エネ健康住宅認定証	やまがた省エネ健康住宅の普及推進にかかる要綱第12条第1項に規定するやまがた省エネ健康住宅認定証の交付を受けていること
(2) 設計住宅性能評価書又は建築住宅性能評価書	断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6であること
(3) 長期優良住宅建築等計画認定通知書	長期優良住宅の認定を受けていること
(4) 低炭素建築物新築等計画認定書	低炭素建築物の認定を受けていること
(5) BELS認定証	BELS認定証においてZEHマークの表示があること

【申込書類等】

下記の物を提出ください。

1. 事前申込書（様式1）
2. 添付書類 ①位置図 ②納税証明書

【完成手続き等】

事業が完了しましたら、下記の物を提出してください。

1. 工事完成報告書（様式3）
2. 添付書類
「①住民票謄本の写し（又は確約書（様式4）） ②認定証の写し ③契約書の写し
④検査済証の写し ⑤完成写真 ⑥口座振込依頼書（様式7）」

* 事業完了後30日以内、または令和7年3月10日のいずれか早い日まで

町住宅リフォーム支援事業や町産材等木造建築推進事業との併用も可能です。

町補助の事業ですので、目的に沿った適正な申請・事務処理をお願いします。

※この補助金に関する情報は、町税務担当でも把握しますのでご理解ください。

必ず事前に申込してください。

